## 物件概要

物件番号 1

										Т		
所 在 地		高崎市新保町字熊野前1733番3、1736番12、1736番13										
住居表示		なし										
地		公簿	592.	58 <b>m</b> ²	(約 17	9.5 坪)	公簿		目	宅地		
		実測	592.	58 <b>m</b> i	179.5 坪			形状	: *	やや不整形		
登記簿記		載事項	載事項 甲区(所有権		所有者	群馬県	Z	乙区(所有権以外の権利			利) 無	
接面道路		幅員、種別等		南東	南東側 幅員 約25.2m 主要地方道高崎駒形線(建築基準法第42条第1項第1号)							
		対象地	との高低差	高低差   南東道路		⊂0. 5r	n低く技	低く接面  建築基準法第42条第2項  無 による道路後退の必要性   無				
私道の負担		負担の有無無		無負	担の内容	_						
法令に基づく制限の	都市計画		市	街化調整	区域	用途地域		或 無指		定地域		
	防火	防火地域		指定無し		その他の地	の他の地域地区		該当なし			
	建~	ペい率	指定	指定 70		容	容 積 率		指定 2	指定 200 %		
	<del>ڬ</del>	化財保護法	(埋蔵文化財	包蔵地等	<b>等</b> )		包蔵地外					
	その	他特記事項		典水想定区域: 0. 5~3. 0m未満 見制: 4m/5h*3h								
概要	注) 建ぺい率と容積率の「指定」とは、都市計画で指定された率という意味です。 各制限内容の詳細については、関係市町村の建築確認担当課等関係各機関にご確認下さい。											
供給処理施設の状況(※	区分	状	犬 況		管 径	関係事業所			f等 電話者		番号	
	電気	可	-		-	東京電力エナシ゛ーハ゜ートナー(株) カスタマーセンター群馬			(株)	0120-99-5221		
	都市がス	不可	-		-	東京ガス(株)群馬支社				027-326-1327		
	上水道	(※2)可	_		_	高崎市水道局料金課				027-321-1285		
	下水道	不可	-		-	高崎市下水道局維持管理課			027-321-1290			
1	(※1)引込費用等詳細については、上記関係事業所等にお問い合わせ下さい。 (※2)1736番12のみ引込み済み。1733番3及び1736番13は、引込みなし(引込み不可)。											
交通機関 (直線距離)		バス	上信観	光バス マ	く マックス入口			南西へ 約0.2km				
		鉄道 JR東日本上			-越線 高崎問屋町駅			西へ 約2km				
公共施設(直線距離)		市役所 高崎市役所		 役所				南西へ 約4km				
		小学校	高崎市	高崎市立東部小学校			北西へ 約0.7km					
		中学校高崎市立		立大類中	大類中学校			北へ 約1km				

- 一級河川井野川廃川敷地です。
- 土壌汚染、地盤調査、地下埋設物の調査はしておりません。
- 現状有姿で引き渡します。
- ・当該土地は、令和5年3月に既存建物を撤去し更地となった土地ですが、建築物を建築予定の場合は、高崎市の建築確認担当課や開発指導課等関係各機関に御確認下さい。
- ・隣接地(1736-1)との境界付近に県有のものと思われるブロック塀等の工作物がありますが、これらを含み、現状有姿にて引き渡します。引き渡し後に、ブロック塀の越境など境界に係る争いが確認されても、県は一切の責任を負いません。購入者の責任で解決してください。

## その他

## 参考事項

- ・上水道は5水栓分登録しており、メーターは撤去済みの状態です。加入金は負担済みですが、引込管は使用形態によっては使用できない可能性があります。詳細は、高崎市水道局料金課(027-321-1285)までお問い合わせください。
- ・土地の南西側に東日本電信電話株式会社所有の電柱が設置されております。電柱の移設の可否については、東日本電信電話株式会社へお問い合わせください。
- ・隣接地(河川区域)にヒューム管が埋設されております。当県でヒューム管を処分する予定はございませんので、ヒューム管を処分されたい場合は、河川管理者である高崎土木事務所にお問い合わせください。(027-322-4186)
- なお、ヒューム管は、利用(雨水排水等で)することはできませんので、各種法令に従い雨水処理等を 実施してください。





